

真庭市人権教育・啓発推進指針

～すべての人の人権が尊重される「共生社会まにわ」の実現を目指して～

1 はじめに

人はみな、人間として尊ばれ、幸せに生きたいという願いをもっています。

このような人間としての当然の願いは、永久に侵すことのできない権利として日本国憲法ですべての国民に保障されています。

平成 17 年 3 月 31 日、9 か町村の合併で「真庭市」が誕生以来、市では「賑わいと安らぎの杜の都 真庭 ～好きです真庭 ずーっと住みたい 私たちのまち～」の実現を目指してきました。

同年 6 月に「真庭市人権教育基本方針」「真庭市人権教育推進指針」を、平成 18 年 7 月に「真庭市人権教育推進方針」を策定し、それに基づき、さまざまな取組を進めてきました。

「真庭市人権教育・啓発推進指針」は、国や県の法律や基本計画、推進指針など〔注〕との連携を図るとともに、「市民の人権に関する意識調査」(平成 22 年 7 月実施)の結果を踏まえ、これまでの「真庭市人権教育基本方針」などの見直しをし、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定しました。

本市においては、この指針に沿って、すべての人々の人権が尊重され、平和で明るく住みよいまち「共生社会まにわ」の実現に向けて、人権教育・啓発を推進します。

〔注〕

国	： 平成 12 年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」
国	： 平成 14 年「人権教育・啓発に関する基本計画」
県	： 平成 23 年「第 3 次岡山県人権政策推進指針」

2 人権尊重の理念

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構築するすべての人々が、かけがえのない存在として生存と自由を確保し、だれもが幸福に生きるために欠かすことのできない権利です。

人権尊重とは、人権が人としての固有の権利であるという考えのもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重し合い、その共存・共生を図っていくこと、すなわち、自分を大切に、他の人を大切にして共に生きていくということです。

3 指針の基本的な考え方

(1) 指針策定の趣旨

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下、「人権教育・啓発推進法」という。)に基づき、本市が、今後実施する人権教育・啓発についての基本方針を示すものです。

(2) 指針の目標

本指針は、市民だれもが人権尊重の理念について理解を深め、互いに尊重し合い、認め合い、支え合いながら、共に生活する「共生社会まにわ」の実現を目標とします。

(3) 指針の基本理念

市民だれもが人権尊重の理念について理解を深め、指針の目標の実現を目指しそれを次世代へ継承するために行う人権教育・啓発の果たす役割は極めて重要です。

市民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮が自然に態度や行動に現れるような人権感覚を育むことが大切です。

そのためには、人権尊重の理念に関して、家庭や学校、地域、職場など、あらゆる場において、創意工夫しながら地道に粘り強く人権教育・啓発を進めていく必要があります。

4 人権教育・啓発のあり方

(1) 意義・目的

人権教育とは、「人権教育・啓発推進法」において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義しています。また、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約などの精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて計画的に推進されるものです。

学校教育については、それぞれの学校の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものです。こうした学校の教育活動全体を通じ、それぞれの発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていく必要があります。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくことが大切です。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、さまざまな課題などについて学び、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められています。

また、人権啓発とは、「人権教育・啓発推進法」において、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。」と定義されています。

広く私たちの間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等ですが、その目的とするところは、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにあります。言い換えれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的です。

(2) 実施主体

人権教育・啓発の実施主体は、市、教育委員会、人権教育推進委員会、学校、公民館などの社会教育施設などのほか、社会教育関係団体、事業所などの民間団体などです。

(3) 現状とあり方

近年、本市ではさまざまな人権問題の解決に向けて、教育・啓発に積極的に取り組んできました。しかし、今回の意識調査からは古い因習にとらわれていることや男女の固定的な役割分担意識が今も存在しており、また、同和問題や高齢者、障がい者などに対する偏見や差別意識が依然

として残っていることが分かりました。中には差別や人権侵害を他人事ととらえているような実態も明らかになっています。さらに、いじめやDV、虐待に加え、国際化・高度情報化などの急激な社会変化に伴う新たな差別が生じてきています。

こうした状況の解消に向けて、あらゆる立場に立ったさらなる取り組みが必要です。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの心のあり方に密接に関わる問題であり押しつけにならないように留意しながら進めていくことが大切です。また、指針の推進に当たっては、国・県関係機関などとの連携を図りながら、行政や教育の主体性、中立性を確保した上で、必要な教育・啓発を展開していきます。

5 人権教育・啓発の推進方策

(1) 人権課題に対応した取り組み

人権尊重の理念に関する理解を深めるには、法の下での平等や一人ひとりの人権を個人として尊重するという普遍的な視点と、人権問題を現実社会の中で具体的な問題としてとらえ、個別の課題に積極的に取り組んで解決していこうとする視点との両面からのアプローチが大切です。その意味で「『人権教育のための国連10年』国内行動計画」においても、重要な課題とされている女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、患者など、インターネットによる人権侵害、さまざまな人権をめぐる問題について、これまで進めてきた取り組みや今後の方針などを踏まえつつ、次のように人権教育・啓発を推進します。

女性

現在、法律の整備などにより、女性を取り巻く環境の整備が進んできています。しかし、現実にはさまざまな場面で、賃金・ポストでの差別待遇や男女の役割分担意識などがあり、男女共同参画が立ち遅れている状況にあります。

このため、これらの問題の解決を図り、男女が対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野に参画し得る「男女共同参画社会」の実現を目指します。

子ども

近年、少子化や核家族化、地域での連帯意識の希薄化などにより、子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化は著しいものがあり、いじめや虐待など子どもの人権をめぐる問題が深刻化しています。

このため、子どもや家庭に関する相談や青少年の健全育成に向けた施策を家庭、学校、地域、関係団体などとの連携により積極的に展開します。

高齢者

我が国では、21世紀半ばには3人に1人が65歳以上という超高齢社会が到来します。

本市においても、高齢化率が約32%（平成23年4月1日現在）と非常に高く、年々その率も上昇しています。

このため、高齢者が経済的・精神的に豊かに生きる権利や個人としての尊厳が重んじられ、さらに、高齢者自らも社会の構成員として積極的に役割を担うよう、参画機会の充実に努めます。

障がいのある人

障がいのある人が、地域社会で暮らしていく上で、他者に理解されなかったり、職場で不利益を受けるなどさまざまな問題が多くあります。

このため、「ノーマライゼーション」の理念のもと、人々の意識の中にある障がいに対する偏見や差別などを取り除き、障がいのある人が社会の一員としての充実感をもち、積極的に社会参加し、自己実現を図るための共生社会の実現を目指します。

同和問題

国・県・市の長年にわたる連携による施策の推進と地域住民の努力、及び人権意識の高揚を図るための教育・啓発によって、生活環境など一定の成果が見られました。しかし、心理面での差別意識やさまざまな問題もあります。

市民一人ひとりが、同和問題を正しく理解し、その解決を自分自身の課題として認識し、実践することができるよう教育の推進をします。

外国人

日常生活において、言語・文化・生活習慣・価値観の違いなどへの理解不足や、誤解により就職が困難であったり、労働条件で不利益を被ったりするなどの偏見や差別が見られます。

国際的視野に立って、同じ地域社会の一員として、異なる文化や習慣などの多様性を認め合いながら、互いの人権を尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育て、安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

患者など

特定の感染症について、病気に関する医学的な知識不足から、かつてハンセン病を病んだ人、エイズ患者やHIV感染者、その回復者及び家族などに対する偏見や差別意識が生まれ、さまざまな人権問題が生じています。

病気などによる差別や偏見が社会生活のさまざまな場面で現れることがないよう、科学的に正しい知識の普及と情報提供などに努めます。

インターネットによる人権侵害

インターネットの急速な普及は、大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性を悪用して、インターネット上の掲示板に他の人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現などの個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名や顔写真の掲載など、人権を侵害する問題が発生しています。

個人のプライバシーなどに対する正しい理解を深めるとともに、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルを理解し、インターネットの正しい利用について学習する機会を提供します。

さまざまな人権をめぐる問題

その他、プライバシーの保護、消費者、犯罪被害者など、刑を終えて出所した人、性同一性障がいのある人、性的指向、日本に帰国した中国残留邦人とその家族などさまざまな人権問題が存在しています。これらの解決を図るための教育・啓発を推進します。

(2) あらゆる場における人権教育・啓発

人権は、概念としてだけでなく、具体性をもってとらえていくことが大切です。

このため、人権教育・啓発は、学習教材や啓発資料による理解を深めることはもとより、日常生活や社会活動を通して具体的に行われることが大切であり、生涯にわたって継続されなければなりません。

このような観点から、家庭、学校など、地域社会、職場といった市民生活のあらゆる場にお

いて、学習機会の提供に努め、これらが相互に連携し、それぞれの役割を担いつつ、市民一人ひとりが暮らしの中で、人権を尊重した生き方の基礎を培う営みと豊かな人間関係づくりを進めるための施策を推進します。

家庭

「家庭はあらゆる教育の出発点」といわれ、なかでも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭での日常生活を通じて、豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育むなかで、基本的な社会のルールなどを教えていくことが大切です。

このため、子育てに関する相談や支援体制の充実、温かい親子関係を育む体験学習などを学校や地域と連携を図りながら進めます。併せて、家庭での養育者などに対する人権教育・啓発も推進します。

学校など

学校教育においては、教育の中立性に基づいて、児童・生徒の発達段階に十分配慮しながら、それぞれの実態に即した創意に富んだ教育を行います。

幼稚園・保育園（所）においては、幼児期が人間形成の基礎が培われる大切な時期であることから、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努めます。

地域

地域は、市民一人ひとりが日常生活や地域活動などを通じて、さまざまな人権問題などについて理解を深め実践する場です。公民館などにおける社会教育活動やPTA、青少年団体、子ども会、自治会、ボランティア団体、市民サークルなどを中心として、人権に関わる多様な学習活動が展開されるとともに、住民が主体となって社会奉仕活動、福祉体験活動、交流活動などが活発に展開できるよう支援します。

職域

近年、企業全体の人権意識が経営活動に大きな影響を与えるばかりでなく、企業の存続にまで影響を及ぼしかねないとの認識が広まっています。

そのため、事業所などが自主的に行う人権尊重の視点に根ざした研修活動を支援します。

(3) 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修など

市職員、教職員、消防職員、医療・保健・福祉関係に従事する人は、特に人権尊重の理念について正しく理解し、人権尊重行政の担い手でもあることを強く自覚し、人権尊重の視点から担当する業務を遂行することが大切です。

そのため、それぞれの関係機関における研修などの取り組みを推進します。

6 指針の推進に向けて

本市ではこの指針に沿って実効ある教育・啓発の推進体制を整備します。

この指針の推進にあたっては、国・県・関係機関などと密接な連携を図ります。

人権教育・啓発は、長期的展望に立った継続した取り組みが必要です。変化の激しい社会にあって、人権課題も時代とともに変化すると思われれます。また、社会の多様化・複雑化とともに、新たな人権課題も生じてくることも考えられます。

したがって、社会情勢の変化や国際的な動向などにも適切に対応していくよう努めます。